三木市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

三木市(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
 - (1) 特定健康診査等の受診率向上に関すること
 - (2) 地域の安全・安心や健康づくりに関すること
 - (3) 結婚・出産・子育て支援に関すること
 - (4) その他、地方創生に係る地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行う ものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに双方のいずれからも協定解除の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議 の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定書に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項 について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又 は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その

都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月22日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市 三木市長

乙 兵庫県神戸市中央区磯上通8丁目3番5号 明治安田生命保険相互会社 神戸支社 神戸支社長